

東三河における医療計画及び次期地域医療構想の見直し・策定について

1 趣旨

2026年は、愛知県地域保健医療計画（以下「医療計画」という。）の3年目にあたることから、中間見直しを行う。また、2040年に向け次期地域医療構想の策定を行い、2027年3月を目途に公示を予定している。

2 医療計画の見直し及び地域医療構想の策定方針（案）について

今後提示される予定の医療計画作成指針及び地域医療構想策定ガイドライン等を踏まえて作業を進める。

（1）医療計画（2次医療圏単位で策定）

- ア 基準病床数について、国が新たに示す算定方法に基づき見直しを行う。
- イ 現行の医療計画をベースにデータや「現状」の時点修正等を行い、必要に応じて「課題」や「今後の方策」、「指標」について見直しを行う。
- ウ 医療計画見直しと同時改定される介護保険事業（支援）計画と整合性を図る。
- エ 在宅医療対策、外来医療計画の推進及び医師確保計画の推進について、必要な見直しを行う。
- オ 政策的に関連が深い他の計画との一体的策定を行う。

（2）地域医療構想（構想区域単位で策定）

- ア 次期地域医療構想を医療計画の上位概念に位置付ける（予定）。
- イ 地域の医療提供体制全体の方向性の策定、将来の必要病床数の推計等を行う。

3 県内他地域の来年度の協議体制について

県内の他地域では、**圏域保健医療福祉推進会議（以下、圏域会議）と地域医療構想推進委員会**の下に合同の「**地域医療構想・医療計画策定部会**」を設置し、地域医療構想と医療計画の整合性を図りつつ策定・見直しを進めることとしている。

4 東三河の来年度の協議体制（案）について

- (1) 東三河では、次期地域医療構想において東三河南部・北部構想区域を統合する（2次医療圏は現状維持）ため、次期地域医療構想の記載内容については東三河南北合同で検討・協議する必要がある。このため、来年度の協議体制として、南北合同の地域医療構想推進委員会（東三河医療圏合同会議の枠組みを利用）ならびに南北合同の地域医療構想策定部会を設置し、ここで東三河の次期地域医療構想を検討・協議する。
- (2) 医療計画の中間見直しについては南北それぞれの圏域会議の下に必要な応じて医療計画策定部会を設置し、2次医療圏別に検討・協議する。
- (3) 部会の構成員については、今後、愛知県医療計画課から示される基準を基に選定を進める予定。

【来年度の協議体制図 ※東三河のみの特例的体制】



※ 構想区域の統合の始期は次期地域医療構想の開始時である。

※ 来年度については、現行地域医療構想の取組は継続予定であるので、次期地域医療構想の協議以外の議事を取り扱うために、東三河南部・北部それぞれの地域医療構想推進委員会は別途開催する。